

# 預金商品説明書

令和 2年 2月26日現在

商品名 (愛称)	貯蓄預金(3)
-------------	---------

ご利用いただける方	・ 個人の方
お預入れ期間	・ 期間の定めはありません。
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 随時払い戻しできます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ I型(30万円以上)、II型(10万円以上)の種類毎に金利設定を行い、店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。
税金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を頂きます。(詳しくは「主な手数料一覧」をご覧ください)。
付加できる特約事項	・ 普通預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスのお取扱いができます。 ・ マル優のお取扱いができます。
中途解約時の取扱方法	—
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードでご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置・・・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時～17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置・・・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金等の自動受取のお取扱いはできません。 ・ 総合口座のお取扱いはできません。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

萩山口信用金庫